

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	母子保健法健康管理事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

五條市は、母子保健法健康管理事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

母子保健法健康管理事務では、事務の一部を外部委託先事業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、契約前に「五條市個人情報保護条例」及び「五條市個人情報の取扱いを伴う事務の委託に関する基準」に基づき、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結することにより個人情報の保護に必要な措置を行っている。

評価実施機関名

五條市長

公表日

令和4年6月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健法健康管理事務
②事務の概要	<p>本事務は、母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する施策を実施する事務である。</p> <p>番号法においては、別表第一項番49に基づき、母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導に関する事務、妊産婦又は乳児もしくは幼児に対する健康診査に関する事務に個人番号を用いることとなる。</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。また、妊娠の届出については、サービス検索・電子申請機能及び奈良県電子自治体共同運営システムにて行う。</p>
③システムの名称	健康管理システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	母子保健法 番号法第9条第1項 別表第一 第49項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 <情報提供事務>第56-2項 別表第二省令第30条第8号 <情報照会事務>69-2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	すこやか市民部 保健福祉センター
②所属長の役職名	保健福祉センター 所長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	五條市(すこやか市民部 保健福祉センター) 五條市野原西6丁目1番18号 0747-22-4001(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	五條市(すこやか市民部 保健福祉センター) 五條市野原西6丁目1番18号 0747-22-4001(代表)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I. 5. ②所属長	保健福祉センター 所長 額田 一郎	保健福祉センター 所長 吉原 克彦	事後	人事異動により変更するもので、重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	I. 5. ②所属長	保健福祉センター 所長 吉原 克彦	保健福祉センター 所長 森本 豊和	事後	人事異動により変更するもので、重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	II. 1. 対家人数 いつ時点の係数か	平成26年11月20日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	II. 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成26年11月20日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
平成30年4月1日	II. 1. 対家人数 いつ時点の係数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
平成30年4月1日	II. 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
平成31年4月1日	II. 1. 対家人数 いつ時点の係数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
平成31年4月1日	II. 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
平成31年4月1日	I. 5. ②所属長	保健福祉センター 所長 森本 豊和	保健福祉センター 所長	事後	様式変更によるもので、重要な変更には該当しない。
令和2年1月6日	I. 1. 4	1. ②事務の概要 右記追加前 4. ② <情報照会事務> 番号法第19条第7項 別表第二 第56-2 <情報提供事務> 別表第二省令第30条	1. ②6行目、妊産婦～事務について追加 事務の概要について8行目を降追加 4. ② 番号法第19条第7項 別表第二 <情報提供事務>26 第56-2項 87 別 表第二省令第30条第8号 <情報照会事務>69-2、70	事後	新規追加
令和2年4月1日	I. 1. 4	番号法第19条第7項 別表第二 <情報提供事務>26 第56-2項 87 別 表第二省令第30条第8号 <情報照会事務>69-2、70	番号法第19条第7項 別表第二 <情報提供事務>第56-2項 別表第二主務 省令第30条第8号 <情報照会事務>69-2	事後	修正
令和2年4月1日	II. 1. 対家人数 いつ時点の係数か	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	重要な変更には該当しない。
令和2年4月1日	II. 2. 対家人数 いつ時点の係数か	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	重要な変更には該当しない。
令和3年4月1日	II. 1. 対家人数 いつ時点の係数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
令和3年4月1日	II. 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
令和3年12月10日	II. 1. 対家人数 いつ時点の係数か	令和3年4月1日 時点	令和3年12月10日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
令和3年12月10日	II. 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和3年4月1日 時点	令和3年12月10日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
令和4年3月24日	I. 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	番号法改正による変更
令和4年4月1日	II. 1. 対家人数 いつ時点の係数か	令和3年12月10日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
令和4年4月1日	II. 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和3年12月10日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。